

住宅セーフティネット基盤強化推進事業（居住支援協議会が行う  
民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）の  
審査結果について

国土交通省住宅局安心居住推進課

次のとおり、住宅セーフティネット基盤強化推進事業（居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）の採択結果についてお知らせします。

<募集期間>

平成24年3月30日～平成25年1月31日

<提案者及び評価結果>

○住宅セーフティネット基盤強化推進事業（居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）

提案者：13者（別紙1のとおり）

評価：別紙2のとおり

(別紙1)

評価結果一覧

提案者	採択の有無
岩手県居住支援協議会	採 択
福島県耐震化・リフォーム等推進協議会	採 択
群馬県居住支援協議会	採 択
埼玉県住まい安心支援ネットワーク	採 択
豊島区居住支援協議会	採 択
神奈川県居住支援協議会	採 択
三重県居住支援協議会	採 択
京都市居住支援協議会	採 択
兵庫県居住支援協議会	採 択
神戸市居住支援協議会	採 択
島根県居住支援協議会	採 択
岡山県居住支援協議会	採 択
熊本市居住支援協議会	採 択

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）を行う者の審査結果について

・提案者：岩手県居住支援協議会

・評価

(補助対象者要件)

要件	考え方	評価結果
(1) 公平性及び中立性に関する要件	・協議会等の構成員が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。	○
(2) 技術能力に関する要件	・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進に係る活動の実績又はその知見を十分に有するかどうか。	○
(3) 守秘性に関する要件	・協議会等の会則等において、構成員は本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか。	○
(4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件	・地方公共団体が協議会等の構成員となっており、事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか。	○

(提案内容選定基準)

基準	考え方	評価結果
(1) 業務理解度	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑入居に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか。	○
(2) 実施手順	・事業フロー及び工程計画において、①住宅確保要配慮者の実態把握・整理、②民間賃貸住宅等への円滑入居に係る居住支援施策・サービス等の事業、③協議会等による地方公共団体と事業者の連携体制の構築が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか。 ・居住支援協議会を設立していない場合にあつては、更に、当該協議会の設立に向けた具体的なスケジュールが設定されているかどうか。	○
(3) 的確性	・協議会等の業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか。 ・業務内容が、①住宅確保要配慮者等に対する住宅情報の提供、②保証人の確保が困難な者等の民間賃貸住宅等への入居の円滑化、③住宅部局と福祉・雇用担当部局との連携の推進等に係る措置に適合するかどうか。	○
(4) 実現性	・事業を実施するための体制として、適切に協議会等を設けているかどうか。 ・協議会等の業務の実施に当たり、裏付けとなる類似の事業等の実績を有するかどうか。	○
(5) 専門性	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居をめぐる課題に関して、専門的な検討・分析手法を有するかどうか。	○

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）を行う者の審査結果について

・提案者：福島県耐震化・リフォーム等推進協議会

・評価

(補助対象者要件)

要件	考え方	評価結果
(1) 公平性及び中立性に関する要件	・協議会等の構成員が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。	○
(2) 技術能力に関する要件	・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進に係る活動の実績又はその知見を十分に有するかどうか。	○
(3) 守秘性に関する要件	・協議会等の会則等において、構成員は本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか。	○
(4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件	・地方公共団体が協議会等の構成員となっており、事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか。	○

(提案内容選定基準)

基準	考え方	評価結果
(1) 業務理解度	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑入居に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか。	○
(2) 実施手順	・事業フロー及び工程計画において、①住宅確保要配慮者の実態把握・整理、②民間賃貸住宅等への円滑入居に係る居住支援施策・サービス等の事業、③協議会等による地方公共団体と事業者の連携体制の構築が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか。 ・居住支援協議会を設立していない場合にあつては、更に、当該協議会の設立に向けた具体的なスケジュールが設定されているかどうか。	○
(3) 的確性	・協議会等の業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか。 ・業務内容が、①住宅確保要配慮者等に対する住宅情報の提供、②保証人の確保が困難な者等の民間賃貸住宅等への入居の円滑化、③住宅部局と福祉・雇用担当部局との連携の推進等に係る措置に適合するかどうか。	○
(4) 実現性	・事業を実施するための体制として、適切に協議会等を設けているかどうか。 ・協議会等の業務の実施に当たり、裏付けとなる類似の事業等の実績を有するかどうか。	○
(5) 専門性	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居をめぐる課題に関して、専門的な検討・分析手法を有するかどうか。	○

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）を行う者の審査結果について

・提案者：群馬県居住支援協議会

・評価

(補助対象者要件)

要件	考え方	評価結果
(1) 公平性及び中立性に関する要件	・協議会等の構成員が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。	○
(2) 技術能力に関する要件	・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進に係る活動の実績又はその知見を十分に有するかどうか。	○
(3) 守秘性に関する要件	・協議会等の会則等において、構成員は本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか。	○
(4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件	・地方公共団体が協議会等の構成員となっており、事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか。	○

(提案内容選定基準)

基準	考え方	評価結果
(1) 業務理解度	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑入居に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか。	○
(2) 実施手順	・事業フロー及び工程計画において、①住宅確保要配慮者の実態把握・整理、②民間賃貸住宅等への円滑入居に係る居住支援施策・サービス等の事業、③協議会等による地方公共団体と事業者の連携体制の構築が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか。 ・居住支援協議会を設立していない場合にあつては、更に、当該協議会の設立に向けた具体的なスケジュールが設定されているかどうか。	○
(3) 的確性	・協議会等の業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか。 ・業務内容が、①住宅確保要配慮者等に対する住宅情報の提供、②保証人の確保が困難な者等の民間賃貸住宅等への入居の円滑化、③住宅部局と福祉・雇用担当部局との連携の推進等に係る措置に適合するかどうか。	○
(4) 実現性	・事業を実施するための体制として、適切に協議会等を設けているかどうか。 ・協議会等の業務の実施に当たり、裏付けとなる類似の事業等の実績を有するかどうか。	○
(5) 専門性	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居をめぐる課題に関して、専門的な検討・分析手法を有するかどうか。	○

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）を行う者の審査結果について

・提案者：埼玉県住まい安心支援ネットワーク

・評価

(補助対象者要件)

要件	考え方	評価結果
(1) 公平性及び中立性に関する要件	・協議会等の構成員が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。	○
(2) 技術能力に関する要件	・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進に係る活動の実績又はその知見を十分に有するかどうか。	○
(3) 守秘性に関する要件	・協議会等の会則等において、構成員は本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか。	○
(4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件	・地方公共団体が協議会等の構成員となっており、事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか。	○

(提案内容選定基準)

基準	考え方	評価結果
(1) 業務理解度	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑入居に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか。	○
(2) 実施手順	・事業フロー及び工程計画において、①住宅確保要配慮者の実態把握・整理、②民間賃貸住宅等への円滑入居に係る居住支援施策・サービス等の事業、③協議会等による地方公共団体と事業者の連携体制の構築が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか。 ・居住支援協議会を設立していない場合にあつては、更に、当該協議会の設立に向けた具体的なスケジュールが設定されているかどうか。	○
(3) 的確性	・協議会等の業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか。 ・業務内容が、①住宅確保要配慮者等に対する住宅情報の提供、②保証人の確保が困難な者等の民間賃貸住宅等への入居の円滑化、③住宅部局と福祉・雇用担当部局との連携の推進等に係る措置に適合するかどうか。	○
(4) 実現性	・事業を実施するための体制として、適切に協議会等を設けているかどうか。 ・協議会等の業務の実施に当たり、裏付けとなる類似の事業等の実績を有するかどうか。	○
(5) 専門性	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居をめぐる課題に関して、専門的な検討・分析手法を有するかどうか。	○

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）を行う者の審査結果について

・提案者：豊島区居住支援協議会

・評価

(補助対象者要件)

要件	考え方	評価結果
(1) 公平性及び中立性に関する要件	・協議会等の構成員が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。	○
(2) 技術能力に関する要件	・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進に係る活動の実績又はその知見を十分に有するかどうか。	○
(3) 守秘性に関する要件	・協議会等の会則等において、構成員は本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか。	○
(4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件	・地方公共団体が協議会等の構成員となっており、事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか。	○

(提案内容選定基準)

基準	考え方	評価結果
(1) 業務理解度	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑入居に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか。	○
(2) 実施手順	・事業フロー及び工程計画において、①住宅確保要配慮者の実態把握・整理、②民間賃貸住宅等への円滑入居に係る居住支援施策・サービス等の事業、③協議会等による地方公共団体と事業者の連携体制の構築が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか。 ・居住支援協議会を設立していない場合にあつては、更に、当該協議会の設立に向けた具体的なスケジュールが設定されているかどうか。	○
(3) 的確性	・協議会等の業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか。 ・業務内容が、①住宅確保要配慮者等に対する住宅情報の提供、②保証人の確保が困難な者等の民間賃貸住宅等への入居の円滑化、③住宅部局と福祉・雇用担当部局との連携の推進等に係る措置に適合するかどうか。	○
(4) 実現性	・事業を実施するための体制として、適切に協議会等を設けているかどうか。 ・協議会等の業務の実施に当たり、裏付けとなる類似の事業等の実績を有するかどうか。	○
(5) 専門性	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居をめぐる課題に関して、専門的な検討・分析手法を有するかどうか。	○

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）を行う者の審査結果について

・提案者：神奈川県居住支援協議会

・評価

(補助対象者要件)

要件	考え方	評価結果
(1) 公平性及び中立性に関する要件	・協議会等の構成員が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。	○
(2) 技術能力に関する要件	・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進に係る活動の実績又はその知見を十分に有するかどうか。	○
(3) 守秘性に関する要件	・協議会等の会則等において、構成員は本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか。	○
(4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件	・地方公共団体が協議会等の構成員となっており、事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか。	○

(提案内容選定基準)

基準	考え方	評価結果
(1) 業務理解度	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑入居に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか。	○
(2) 実施手順	・事業フロー及び工程計画において、①住宅確保要配慮者の実態把握・整理、②民間賃貸住宅等への円滑入居に係る居住支援施策・サービス等の事業、③協議会等による地方公共団体と事業者の連携体制の構築が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか。 ・居住支援協議会を設立していない場合にあっては、更に、当該協議会の設立に向けた具体的なスケジュールが設定されているかどうか。	○
(3) 的確性	・協議会等の業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか。 ・業務内容が、①住宅確保要配慮者等に対する住宅情報の提供、②保証人の確保が困難な者等の民間賃貸住宅等への入居の円滑化、③住宅部局と福祉・雇用担当部局との連携の推進等に係る措置に適合するかどうか。	○
(4) 実現性	・事業を実施するための体制として、適切に協議会等を設けているかどうか。 ・協議会等の業務の実施に当たり、裏付けとなる類似の事業等の実績を有するかどうか。	○
(5) 専門性	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居をめぐる課題に関して、専門的な検討・分析手法を有するかどうか。	○



(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）を行う者の審査結果について

・提案者：三重県居住支援協議会

・評価

(補助対象者要件)

要件	考え方	評価結果
(1) 公平性及び中立性に関する要件	・協議会等の構成員が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。	○
(2) 技術能力に関する要件	・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進に係る活動の実績又はその知見を十分に有するかどうか。	○
(3) 守秘性に関する要件	・協議会等の会則等において、構成員は本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか。	○
(4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件	・地方公共団体が協議会等の構成員となっており、事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか。	○

(提案内容選定基準)

基準	考え方	評価結果
(1) 業務理解度	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑入居に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか。	○
(2) 実施手順	・事業フロー及び工程計画において、①住宅確保要配慮者の実態把握・整理、②民間賃貸住宅等への円滑入居に係る居住支援施策・サービス等の事業、③協議会等による地方公共団体と事業者の連携体制の構築が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか。 ・居住支援協議会を設立していない場合にあつては、更に、当該協議会の設立に向けた具体的なスケジュールが設定されているかどうか。	○
(3) 的確性	・協議会等の業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか。 ・業務内容が、①住宅確保要配慮者等に対する住宅情報の提供、②保証人の確保が困難な者等の民間賃貸住宅等への入居の円滑化、③住宅部局と福祉・雇用担当部局との連携の推進等に係る措置に適合するかどうか。	○
(4) 実現性	・事業を実施するための体制として、適切に協議会等を設けているかどうか。 ・協議会等の業務の実施に当たり、裏付けとなる類似の事業等の実績を有するかどうか。	○
(5) 専門性	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居をめぐる課題に関して、専門的な検討・分析手法を有するかどうか。	○

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）を行う者の審査結果について

・提案者：京都市居住支援協議会

・評価

(補助対象者要件)

要件	考え方	評価結果
(1) 公平性及び中立性に関する要件	・協議会等の構成員が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。	○
(2) 技術能力に関する要件	・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進に係る活動の実績又はその知見を十分に有するかどうか。	○
(3) 守秘性に関する要件	・協議会等の会則等において、構成員は本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか。	○
(4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件	・地方公共団体が協議会等の構成員となっており、事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか。	○

(提案内容選定基準)

基準	考え方	評価結果
(1) 業務理解度	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑入居に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか。	○
(2) 実施手順	・事業フロー及び工程計画において、①住宅確保要配慮者の実態把握・整理、②民間賃貸住宅等への円滑入居に係る居住支援施策・サービス等の事業、③協議会等による地方公共団体と事業者の連携体制の構築が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか。 ・居住支援協議会を設立していない場合にあつては、更に、当該協議会の設立に向けた具体的なスケジュールが設定されているかどうか。	○
(3) 的確性	・協議会等の業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか。 ・業務内容が、①住宅確保要配慮者等に対する住宅情報の提供、②保証人の確保が困難な者等の民間賃貸住宅等への入居の円滑化、③住宅部局と福祉・雇用担当部局との連携の推進等に係る措置に適合するかどうか。	○
(4) 実現性	・事業を実施するための体制として、適切に協議会等を設けているかどうか。 ・協議会等の業務の実施に当たり、裏付けとなる類似の事業等の実績を有するかどうか。	○
(5) 専門性	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居をめぐる課題に関して、専門的な検討・分析手法を有するかどうか。	○

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）を行う者の審査結果について

・提案者：兵庫県居住支援協議会

・評価

(補助対象者要件)

要件	考え方	評価結果
(1) 公平性及び中立性に関する要件	・協議会等の構成員が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。	○
(2) 技術能力に関する要件	・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進に係る活動の実績又はその知見を十分に有するかどうか。	○
(3) 守秘性に関する要件	・協議会等の会則等において、構成員は本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか。	○
(4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件	・地方公共団体が協議会等の構成員となっており、事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか。	○

(提案内容選定基準)

基準	考え方	評価結果
(1) 業務理解度	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑入居に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか。	○
(2) 実施手順	・事業フロー及び工程計画において、①住宅確保要配慮者の実態把握・整理、②民間賃貸住宅等への円滑入居に係る居住支援施策・サービス等の事業、③協議会等による地方公共団体と事業者の連携体制の構築が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか。 ・居住支援協議会を設立していない場合にあつては、更に、当該協議会の設立に向けた具体的なスケジュールが設定されているかどうか。	○
(3) 的確性	・協議会等の業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか。 ・業務内容が、①住宅確保要配慮者等に対する住宅情報の提供、②保証人の確保が困難な者等の民間賃貸住宅等への入居の円滑化、③住宅部局と福祉・雇用担当部局との連携の推進等に係る措置に適合するかどうか。	○
(4) 実現性	・事業を実施するための体制として、適切に協議会等を設けているかどうか。 ・協議会等の業務の実施に当たり、裏付けとなる類似の事業等の実績を有するかどうか。	○
(5) 専門性	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居をめぐる課題に関して、専門的な検討・分析手法を有するかどうか。	○

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）を行う者の審査結果について

・提案者：神戸市居住支援協議会

・評価

(補助対象者要件)

要件	考え方	評価結果
(1) 公平性及び中立性に関する要件	・協議会等の構成員が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。	○
(2) 技術能力に関する要件	・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進に係る活動の実績又はその知見を十分に有するかどうか。	○
(3) 守秘性に関する要件	・協議会等の会則等において、構成員は本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか。	○
(4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件	・地方公共団体が協議会等の構成員となっており、事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか。	○

(提案内容選定基準)

基準	考え方	評価結果
(1) 業務理解度	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑入居に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか。	○
(2) 実施手順	・事業フロー及び工程計画において、①住宅確保要配慮者の実態把握・整理、②民間賃貸住宅等への円滑入居に係る居住支援施策・サービス等の事業、③協議会等による地方公共団体と事業者の連携体制の構築が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか。 ・居住支援協議会を設立していない場合にあつては、更に、当該協議会の設立に向けた具体的なスケジュールが設定されているかどうか。	○
(3) 的確性	・協議会等の業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか。 ・業務内容が、①住宅確保要配慮者等に対する住宅情報の提供、②保証人の確保が困難な者等の民間賃貸住宅等への入居の円滑化、③住宅部局と福祉・雇用担当部局との連携の推進等に係る措置に適合するかどうか。	○
(4) 実現性	・事業を実施するための体制として、適切に協議会等を設けているかどうか。 ・協議会等の業務の実施に当たり、裏付けとなる類似の事業等の実績を有するかどうか。	○
(5) 専門性	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居をめぐる課題に関して、専門的な検討・分析手法を有するかどうか。	○

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）を行う者の審査結果について

・提案者：島根県居住支援協議会

・評価

(補助対象者要件)

要件	考え方	評価結果
(1) 公平性及び中立性に関する要件	・協議会等の構成員が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。	○
(2) 技術能力に関する要件	・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進に係る活動の実績又はその知見を十分に有するかどうか。	○
(3) 守秘性に関する要件	・協議会等の会則等において、構成員は本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか。	○
(4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件	・地方公共団体が協議会等の構成員となっており、事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか。	○

(提案内容選定基準)

基準	考え方	評価結果
(1) 業務理解度	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑入居に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか。	○
(2) 実施手順	・事業フロー及び工程計画において、①住宅確保要配慮者の実態把握・整理、②民間賃貸住宅等への円滑入居に係る居住支援施策・サービス等の事業、③協議会等による地方公共団体と事業者の連携体制の構築が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか。 ・居住支援協議会を設立していない場合にあつては、更に、当該協議会の設立に向けた具体的なスケジュールが設定されているかどうか。	○
(3) 的確性	・協議会等の業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか。 ・業務内容が、①住宅確保要配慮者等に対する住宅情報の提供、②保証人の確保が困難な者等の民間賃貸住宅等への入居の円滑化、③住宅部局と福祉・雇用担当部局との連携の推進等に係る措置に適合するかどうか。	○
(4) 実現性	・事業を実施するための体制として、適切に協議会等を設けているかどうか。 ・協議会等の業務の実施に当たり、裏付けとなる類似の事業等の実績を有するかどうか。	○
(5) 専門性	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居をめぐる課題に関して、専門的な検討・分析手法を有するかどうか。	○

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）を行う者の審査結果について

・提案者：岡山県居住支援協議会

・評価

(補助対象者要件)

要件	考え方	評価結果
(1) 公平性及び中立性に関する要件	・協議会等の構成員が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。	○
(2) 技術能力に関する要件	・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進に係る活動の実績又はその知見を十分に有するかどうか。	○
(3) 守秘性に関する要件	・協議会等の会則等において、構成員は本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか。	○
(4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件	・地方公共団体が協議会等の構成員となっており、事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか。	○

(提案内容選定基準)

基準	考え方	評価結果
(1) 業務理解度	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑入居に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか。	○
(2) 実施手順	・事業フロー及び工程計画において、①住宅確保要配慮者の実態把握・整理、②民間賃貸住宅等への円滑入居に係る居住支援施策・サービス等の事業、③協議会等による地方公共団体と事業者の連携体制の構築が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか。 ・居住支援協議会を設立していない場合にあつては、更に、当該協議会の設立に向けた具体的なスケジュールが設定されているかどうか。	○
(3) 的確性	・協議会等の業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか。 ・業務内容が、①住宅確保要配慮者等に対する住宅情報の提供、②保証人の確保が困難な者等の民間賃貸住宅等への入居の円滑化、③住宅部局と福祉・雇用担当部局との連携の推進等に係る措置に適合するかどうか。	○
(4) 実現性	・事業を実施するための体制として、適切に協議会等を設けているかどうか。 ・協議会等の業務の実施に当たり、裏付けとなる類似の事業等の実績を有するかどうか。	○
(5) 専門性	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居をめぐる課題に関して、専門的な検討・分析手法を有するかどうか。	○

(別紙2)

□住宅セーフティネット基盤強化推進事業（居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）を行う者の審査結果について

・提案者：熊本市居住支援協議会

・評価

(補助対象者要件)

要件	考え方	評価結果
(1) 公平性及び中立性に関する要件	・協議会等の構成員が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。	○
(2) 技術能力に関する要件	・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進に係る活動の実績又はその知見を十分に有するかどうか。	○
(3) 守秘性に関する要件	・協議会等の会則等において、構成員は本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか。	○
(4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件	・地方公共団体が協議会等の構成員となっており、事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっているかどうか。	○

(提案内容選定基準)

基準	考え方	評価結果
(1) 業務理解度	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑入居に係る課題を踏まえた提案になっているかどうか。	○
(2) 実施手順	・事業フロー及び工程計画において、①住宅確保要配慮者の実態把握・整理、②民間賃貸住宅等への円滑入居に係る居住支援施策・サービス等の事業、③協議会等による地方公共団体と事業者の連携体制の構築が、計画的かつ効率的に設定されているかどうか。 ・居住支援協議会を設立していない場合にあっては、更に、当該協議会の設立に向けた具体的なスケジュールが設定されているかどうか。	○
(3) 的確性	・協議会等の業務内容を具体的に定め、その実施方法を的確に定めているかどうか。 ・業務内容が、①住宅確保要配慮者等に対する住宅情報の提供、②保証人の確保が困難な者等の民間賃貸住宅等への入居の円滑化、③住宅部局と福祉・雇用担当部局との連携の推進等に係る措置に適合するかどうか。	○
(4) 実現性	・事業を実施するための体制として、適切に協議会等を設けているかどうか。 ・協議会等の業務の実施に当たり、裏付けとなる類似の事業等の実績を有するかどうか。	○
(5) 専門性	・地域における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居をめぐる課題に関して、専門的な検討・分析手法を有するかどうか。	○